

平成 27 年 8 月

お客様各位

 横浜油脂工業株式会社
営業本部

毒物及び劇物指定令の一部改正に伴う弊社製品への影響について

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、毒物及び劇物取締法の規定に基づく、毒物及び劇物指定令の一部改正について、平成 27 年 6 月 19 日に厚生労働省より通達があり、これに伴い弊社製品への影響としまして、アミン系溶剤の一部が劇物指定を受けることとなり、下記製品が劇物に該当しましたので、ご案内申し上げます。

改訂から施行までの期間が短く、ご案内が間際となりお客様にはご面倒をおかけいたしますが、法令順守の趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご不明な点やご相談等ございましたら、弊社営業担当までご連絡ください。
引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社該当製品

- 剥離 マサムネ

2. 施行期日

2015 年 7 月 1 日(経過措置として、2015 年 9 月 30 日まで猶予期間があります。)

3. 今後の販売について(2015 年 10 月 1 日以降)

10 月 1 日以降の販売については、毒物劇物販売業登録の申請をされている販売業様のみ該当製品を販売することができます。また、ユーザー様より譲渡書(捺印されたもの)をいただく必要があります。

詳細は毒物劇物取締法をご参照ください。

以上